特許庁委託事業

韓国の知的財産権侵害

判例・事例集

2014年3月

JETRO

韓国の知的財産権侵害　判例・事例集

2014年3月　日本貿易振興機構

著作権法

１.公表された著作物の引用として著作権制限事由に該当するための要件に対して判示した事例

【書誌事項】

当事者：ＯＯＯ（被告人、上告人）v. 検事

判断主体：大法院

事件番号：2011 ド 5835

言渡し日：2013 年 2 月 15 日

事件の経過：確定

【概　　要】

公表された著作物の引用に対する旧著作権法第 28 条[18]に該当するためには、被引用著作物が補助、敷衍、例証、参考資料などとして利用され、引用著作物に対して附従的性質を有する関係にあると認められなければならず、さらに正当な範囲内において公正な慣行に合致するように引用したものであるかどうかは、引用の目的、著作物の性質、引用された内容と分量、被引用著作物を収録した方法と形態、読者の一般的観念、被引用著作物に対する需要の代用物となりうるかなどを総合的に考慮し判断しなければならない。

【事実関係】

公訴外 1 会社からリプリノール(Lyprinol)を輸入して販売した公訴外 2 会社は、リプリノール(Lyprinol)の効能に対する広報資料として活用するために、韓国国内の大学病院の公訴外 3 にリプリノール(Lyprinol)の関節炎症調節及び関節機能改善に対する臨床研究を依頼し、臨床研究を依頼された公訴外 3 は、「膝関節及び股関節炎の退行性関節炎患者においてのニュージーランド産ミドリイガイ抽出オイル物(LYPRINOL)の有効性及び安定性に対

[18] **第28条(公表された著作物の引用)**　公表された著作物は、報道・批評・教育・研究等のためには、正当な範囲内において公正な慣行に合致するようにこれを引用することができる。

する考察」という題名の論文(以下「本件論文」とする。)を発表した。一方、公訴外 1 会社と公訴外 2 会社は、韓国国内代理店契約を締結し、公訴外 2 会社が初めて発表する販促物及び臨床研究に対する著作権は、公訴外 2 会社が保有するという趣旨で約定していた。そして、公訴外 2 会社は、本件論文を根拠資料として食品医薬安全庁に提出し、当該リプリノール(Lyprinol)-ミドリイガイ抽出オイル複合物」が健康機能食品の機能性原料であるとの認可を受けた。一方、公訴外 4 会社は、公訴外 2 会社と契約を終了した公訴外 1 会社からリプリノール(Lyprinol)を輸入して販売するようになったが、公訴外 4 会社の代表理事であった被告人は、「リプリノール(Lyprinol)-ミドリイガイ抽出オイル複合物」を機能性原料として申請すべく、著作権者の同意なしに本件論文全体を複製し食品医薬品安全庁に提出したところ、検事は、被告人を著作権法違反で起訴したものである。

【判決内容】

法院は、著作権制限事由の中の一つである旧著作権法第 28 条に該当するためには、その引用の目的が報道・批評・教育・研究にのみ限定されるべきというわけではないが、被引用著作物が補助、敷衍、例証、参考資料などとして利用され、引用著作物に対して附従的性質を有する関係(すなわち、引用著作物が主で、被引用著作物が従である関係)にあると認められなければならないと判示した。さらに、正当な範囲内で公正な慣行に合致するように引用したかどうかは、引用の目的、著作物の性質、引用された内容と分量、被引用著作物を収録した方法と形態、読者の一般的観念、被引用著作物に対する需要の代用物となりうるかなどを総合的に考慮して判断しなければならないという法理を示した。そして、本件の場合、被告人の行為は、本件論文全体をそのまま複製し申請書に添付したものであるため、旧著作権法第 28 条所定の「引用」に該当するとは見難く、たとえ被告人の行為を「引用」と見るとしても、公訴外 4 会社の「リプリノール(Lyprinol)-ミドリイガイ抽出オイル複合物」が機能性原料として認められることにより製品の販売に相当な利益を得るものと予想される点、被告人は機能性原料の認定申請のための根拠書類として本件論文全体を複製したものであるが、このような目的は、本件論文が作成された本来の目的と同じであり、本件論文の複製は被引用著作物を単純に代用したことに過ぎない点、本件論文は臨床研究結果を記述した写実的著作物ではあるものの、本件論文の全体をそのまま複製し利

用した点、本件論文の複製により、社団法人韓国複写伝送権協会のように複写権又は伝送権などを管理する団体が複製許諾を通して得られる収入に影響を及ぼす点などに照らしてみれば、本来、学術情報データベースの提供業者から容易に本件論文の複製物を手に入れることができるにもかかわらず、これを全文複製し利用した本件は、旧著作権法第 28 条所定の「公表された著作物の引用」に該当する行為であるとは見難く、さらに被告人の本件論文複製行為は、営利を目的に企業内部で業務上利用するために行われたものであって、家庭及びこれに準ずる限定された範囲内で利用するものとも言えないため、旧著作権法第 30 条が規定する「公表された著作物を営利を目的とせず、個人的に利用したり家庭及びこれに準ずる限定された範囲内で利用する場合」にも該当しないと判示して、被告人の上告を棄却した。

【専門家からのアドバイス】

公表された著作物は、報道・批評・教育・研究などのためには正当な範囲内で公正な慣行に合致するように利用することができる。そして、これまで、韓国の法院は、正当な範囲での利用であるかを判断するに当たって、「引用の内容や程度」に重きを置いて判断してきた。しかし、例えば、米国などでは、その利用により原著作物（被引用著作物）の潜在的需要がどれほど減少したかということを重要な要素として考慮している。

今般の本判決は、著作物の正当な範囲内での利用であるか否かを判断するに当たって、これまでのような「引用の程度」だけでなく、本件論文の複製により著作権者などが複製許諾を通して得られる収入に対する影響(潜在的需要の減少)をも考慮したものであり、米国における著作物の引用に対する適否判断と類似するものである。今後、韓国において他人の著作物を引用する場合は、この観点での検討も必要となろう。さらに、大法院 1997 年 11 月 25 日言渡し 97 ド 2227 判決は、「営利的な教育目的のための利用は、非営利的教育目的のための利用の場合に比べて、自由利用が許容される範囲が非常に狭くなる」と判示しており、営利的な利用の場合、その引用がさらに制限されている。これらは、韓国において、他人の著作権をより尊重するという流れに沿ったものであり、安易な引用は、民事事件だけでなく、刑事事件として厳しく罰せられる点に留意する必要がある。

２.著作者が明示的又は黙示的に同意した範囲内で著作物を変更した場合には著作者の同一性維持権の侵害に当たらないと判断した事例

【書誌事項】

当事者： 原告等(教科書の著者) v. 被告出版社

判断主体：大法院

事件番号：2010 ダ 79923 判決

言渡し日：2013 年 4 月 26 日

事件の経過：確定

【概　　要】

高等学校向け韓国近現代史教科書(以下「教科書」という)を発行した被告出版社が教育科学技術部長官から教科書内容の一部修正の勧告を受け、教科書の内容を修正し発行・配布した。裁判所は、この事案について、原告等がこうした修正命令に応じなければ、検定合格の取消しや発行中止とされ、教科書の発行が白紙に戻りかねないという事情などを考慮すると、原告等は、教育科学技術部長官の修正指示により、教科書の内容を変更することについて同意したものとみなせると判断した。その上で、裁判所は、行政処分に該当する上記修正の指示に、当然無効とみなすべき事由が見当たらない以上、著作者がその修正指示の内容に反対であるとしても、当該修正指示にしたがって教科書を修正したのは、原告等が同意した範囲内であり、教科書における原告等の同一性維持権の侵害に該当するとはみなせないと判示した。

【事実関係】

原告等及び訴外人(以下、訴外人は省略し「原告等」という)は、2001 年 3 月 24 日、被告である株式会社クムソン出版社(以下、「クムソン出版社」という)との間で、教育部(現在の教育科学技術部、以下「教育科学技術部」という)の検定教科書第 7 次教育課程に基づき、本事件教科書の原稿を作成して被告クムソン出版社に渡し、被告クムソン出版社がこの原稿などをもって教科書の検定本を制作し、検定を申請するという内容の教科書出版契約を

締結した。

ところが、出版契約第 6 項において、「原告等は、教育科学技術部から教科書の修正・見直しの指示があるときには、所定の期日内にその作業を完了するよう、修正・見直しのための原稿及び資料を被告クムソン出版社に渡さなければならず、被告クムソン出版社は、原告等の要求と教育科学技術部の指示に応じ、この教科書の内容を所定の期日内に修正・見直ししなければならない」と約定していた。

また、原告等と被告クムソン出版社は、出版契約締結後である 2001 年 12 月 8 日、韓国教育課程評価院に検定申請をする際に、「この教科書の著作権、及び発行権の行使について、教科向け図書の円滑な発行・供給と教育における不条理を防ぐための教育人的資源部長官(現在の教育科学技術部長官、以下「教育科学技術部長官」という)の指示事項を誠実に履行することに同意し、それに違反した時には、発行権の中止など、あらゆる措置も甘受することを誓う」という内容の同意書を作成し提出した。

その後、教育科学技術部長官は、2008 年 10 月 30 日、教科書内容の一部修正を勧告し、これに対し、原告等は当該修正勧告を受け入れられないという意見を提示したが、被告クムソン出版社は、修正指示に従って教科書を修正し、中高校検定教科書の発行業務を代行する被告社団法人韓国検定教科書を通じてそれを発行・配布した。原告等はこれを受け、被告の行為が教科書執筆者である本人達の著作権法上の同一性維持権を侵害したと主張し、本事件の訴を提起した。

【判決内容】

著作者は、本人の著作物の内容・形式、及び表題について、同一性を維持する権利を有するが(著作権法第 13 条第 1 項)、著作者が明示的、又は黙示的に同意した範囲内において著作物を変更する場合は、著作者の上記の同一性維持権の侵害に該当しない。また、出版契約を締結した著作者が著作物の変更に同意したかどうか、及び、同意した範囲については、出版契約の性質・締結の経緯・内容、契約当事者の地位と、その相互関係、出版の目的、出版物の利用実態、著作物の正確さなどの諸事情を総合的に考慮し、具体的かつ個別的に判断しなければならない。

こうした法理から考えると、本事件における出版契約の性質と内容、同意書の内容とそ

の提出経緯、原告等と被告クムソン出版社の地位と、その相互関係、出版の目的、教科書の正確さ、そして、当時施行されていた旧「教科向け図書に関する規定」(2002 年 6 月 25 日大統領令第 17634 号で全部改正される前の規定)には、教科向け図書の内容に修正が必要な場合、教育科学技術部長官は、検定図書の著作者に対し、修正を命じることができ(第 26 条第 1 項)、著作者がその修正命令に違反した場合には、その検定合格を取消すか、1 年内にその発行を中止することができる(第 47 条第 1 号)と規定されており(現行の「教科向け図書に関する規定」にも大同小異の規定がある)、原告等が教育科学部技術部長官のこうした修正命令に応じなければ、検定合格の取消や発行中止により、教科書の発行が白紙に戻る可能性があることなどを総合的に考慮すると、原告等は、この事件出版契約の締結、及び同意書を提出した当時、被告クムソン出版社に対し、教育科学技術部長官の修正指示を実施する範囲内では、教科書を変更することに同意したとみなすことが相当である。

一方、その行政処分がたとえ違法だとしても、その問題が重大かつ明白であり、当然に無効とみなすべき事由がある場合を除いては、何人もこれを理由に無断でその効果を否定することはできないため、著作者が出版契約において行政処分をともなう範囲内においての著作物の変更に同意した場合には、たとえその内容に反対であるとしても、当然無効であると見なすべき事由がない以上、その行政処分による契約相手の著作物の変更は、著作者の同一性維持権の侵害に該当しない。

【専門家からのアドバイス】

韓国著作権法第 13 条第 1 項によると、著作権者は、本人の著作物の内容・形式、及び表題の同一性を維持する権利を有する。そして、著作者には、第三者の無断変更・削除・改変などに対し、侵害の停止や損害賠償などの訴えを提訴する権利が保障されている。

世界的に、同一性維持権に関する立法の例は、著作者の名誉などを害する改変が現実的になされた場合や侵害の懸念がある場合のみ侵害を認める立法例と、著作者の意志に従って、著作者の意志に反する改変があった場合、同一性維持権の侵害とみなす立法例に分けられる。韓国の著作権法は、後者の立法例を取り入れており、著作者の同意無しに著作物の内容や形式、表題等の改変が行われた場合、細部表現の修正であったとしても、単なる誤字や脱字を修正や文法的なミスを正す程度でない限り、同一性維持権の侵害が認められ

る。

一方、本件判決において、大法院は、韓国著作権法上の同一性維持権侵害についての判断において最も重要な要素である著作者の同意要件の解釈と関連し、対象となる著作物が検定教科書であり、検定教科書は、政府の修正命令に従わなければ検定合格の取消しや発行中止となって教科書の発行が白紙に戻る可能性があったという事情を勘案し、原告等は、本出版契約の締結、及び同意書の提出当時、被告クムソン出版社に対して、教育科学技術部長官の修正指示を実施する範囲内において、内容を変更することに同意していたものと判断した。

その上で、大法院は、該当の政府部署の修正命令による改変に著作者が同意していた以上、著作者が当該修正命令の内容に同意できないとしても、それが当然無効だと見なす事情がない限り、該当修正命令に従った改変は、同一性維持権の侵害には当たらないという見解を示した。

この事件の判決は、今後、同一性維持権の侵害と関連し、改変を許容する約定の効力の範囲、特に検認定教科書のように政府の修正命令が関与した場合の判断基準として、重要な判例であると言える。

これは、行政行為の公定力を念頭においたもので、今後、実務上における著作権の同一性維持権と関連し行政行為が介入された場合には、著作物の改変に多少包括的な事前同意がなされ、単なる誤字・脱字の修正水準以上の改変がなされたとしても、有効な同意として同一性維持権侵害ではないとみなす可能性が高いと判断される。日本の企業の立場であっても、幼児教育用ビデオや一般書物のローカライズはもちろんのこと、例えば、製品の取扱説明書や仕様表示、成分表示、オンラインショッピングやオンラインゲームなどのユーザー契約や約款などにおいて、意外なところで行政行為の介入による著作物改変は生じうるので、本件を参考とする意味があろう。

３．著作権における訴訟物の決定、判決の確定、上告審の審理範囲について判示した例

【書誌事項】

当事者： 原告(ソンヤンウォンリュ社) vs. 被告(ウィズダムハウス他)

判断主体：大法院

事件番号：2013 ダ 22775

言渡し日：2013 年 7 月 12 日

事件の経過：上告棄却及び訴訟終了宣言

【概　　要】

○著作財産権や著作人格権を構成する個別的な権利は、著作財産権や著作人格権という同じ権利の一部を構成するのではなく、それぞれ独立的な権利として把握されなければならないため、それぞれ独立的な訴訟物となる。

○複数の訴訟物に対する裁判において、大法院で上告理由が棄却された部分は、当該訴訟物についての判決が確定することになる。そのため、上告理由が棄却され、判決が確定したにもかかわらず、当該訴訟物について差戻し審で再度審理判断した部分は、審理範囲に関する法理を誤解したものである。

○また、上告法院は、上告理由の限度内でのみ調査・判断ができるのであり、上告理由所に具体的かつ明示的な理由が説示されていない部分については、審理対象とすることはできない。

【事実関係】

原告は、本件中国語書籍の著作権者であり、被告は、この中国語書籍を韓国語へ翻訳し、本件翻訳書籍を発行した者である。原告は、被告の本件翻訳書籍の発行行為が、①原告の本件中国語書籍全体に対する編集著作権と、②個別の 49 のストーリーに関する 2 次的著作物の作成権(翻訳権)の 2 つを侵害しているとして、侵害禁止およびその損害賠償を求めて訴を提起した。

原審は、①編集著作権については侵害主張を排斥し、②作成権(翻訳権)については 49

のうち 45 のストーリーについて侵害を認定し、4 億ウォン＋遅延損害金の支払いを命じたところ、原告は、①②について損害額算定が誤っている点を理由として上告し、被告は、②の創作性は認められないという理由で上告した。

上告審では、原告の上告理由を排斥し、また、被告の上告理由について、②の 45 のストーリーのうち 4 のストーリーは、原著作物に修正・増減を加えたものに過ぎず、独創的な著作物として見なせないという理由により、被告の上告理由を一部受け入れる判決を宣告した。

そして、差戻し後の原審で、被告は、②に関して本件中国語書籍に収録されたストーリーの原著作物を新しく証拠として提出したところ、45 のストーリーのうち、先の上告審が独創的でないとした 4 つのストーリーだけでなく、さらに 22 のストーリーについても独創性が認められず、残りの 23 のストーリーだけの著作財産権侵害が認められると判断し、加えて①に関して、本件中国語書籍が創作性のある編集著作物だと見なせず、本件中国語書籍に示された全体的かつ具体的な編集上の表現が本件翻訳書籍に実質的に類似の形態で借用されたものとも見られないとして、原告の編集著作物の著作権侵害に関する主張を退けると共に、損害賠償額も 4 億ウォンから減額して 2 億ウォンだけを認容した。

これを受け、原告は、①の編集著作物の著作権侵害に関する差し戻し後の原審の判断が誤っているという主張により、再度上告を行った。

【判決内容】

本件に関して大法院は、著作財産権や著作人格権を構成する個別的な権利は、著作財産権や著作人格権という同じ権利の一部にすぎないのではなく、独立的な権利として把握されるべきで、それぞれ独立的な訴訟物であると判示したうえで、①の本件中国語書籍の編集著作物の著作権侵害を原因とする損害賠償の請求と、②の本件中国語書籍に収録された個別のストーリー（2 次的な著作物、または独創的な著作物）の著作財産権の侵害を原因とする損害賠償請求は、そもそも個別の訴訟物になると判断した。

そして、本件の差戻し判決は、被告の上告理由の一部を受入れ、②の個別のストーリーに対する損賠賠償部分のみ破棄差戻しとし、原告の上告と被告の他の上告を全て棄却

したのであるから、その部分については、差戻し判決の言渡しにより確定されたと判示した。よって、差し戻し後の原審が①の編集著作権侵害を原因とする損害賠償の部分まで審理し判断したのは、差し戻し後の原審の審理範囲に関する法理を誤解したものであって、この部分については先の上告判決において大法院が直接訴訟終了宣言をしたものに他ならないと判示した。

さらに、大法院は、上告法院における審理範囲について、上告理由に基づいて不服申請された限度内でのみ調査・判断ができるものであるところ、本件では、原告が既に確定した①の編集著作物の著作権侵害を原因とする損害賠償を求める部分のみに関して上告理由を示している以上、上告法院で審理可能な部分に関して上告理由書が提出されなかったとみなして、原告の再度の上告を棄却した。

【専門家からのアドバイス】

著作権は、権利の束(bundled right)と言われる。例えば、一口に著作権と言っても著作人格権と著作財産権は、その性格が異なっており、さらに、著作財産権は細かく分類された多数の権利で構成されている。ちなみに、本件で問題とされた編集著作権と 2 次的著作物の作成権は、著作財産権の下部権利であり、韓国の著作権法では、第 5 条が 2 次的著作物を、第 6 条が編集著作物をそれぞれ区別し規定している。

審判の対象となる訴訟物を決定する理論は、旧訴訟物理論と、新訴訟物理論とに分かれている[19]が、韓国の法院は、民事訴訟の場合、一貫して旧訴訟物理論を維持している。そのため、著作権侵害訴訟の場合にも、著作権を構成する個別権利が請求の基礎として訴訟物を決定するということを念頭に置く必要がある。

そして、このように、大法院は旧訴訟物理論に基づいて訴訟物を決定するものであるから、著作権侵害を主張する者は、侵害された権利を正確に特定して訴訟を提起するとともに、審理過程において、どの訴訟物に対する判決が確定しているのかを把握しなければならず、仮に、控訴や上告をするとき、既に確定した部分を間違えて争点として主

[19] 平易に言えば、請求できる法律上の根拠が複数であればそれらを別々の訴訟物と捉えるのが旧訴訟物理論で、根拠が複数あっても得られる給付が事実上同一の場合には一つの訴訟物と捉えるのが新訴訟物理論である。韓国、日本ともに基本的に旧訴訟物理論を採っている。

張した場合などには、本件のように、審理判断の対象にさえも該当しなくなる場合があるので注意を要する。

いずれにせよ、本件の場合には、差戻し判決後の原審が審理判断の範囲について誤解し、上告審で既に確定した部分について改めて判断を行った上、原告も、当該部分が既に確定していることに気づかず、その点を上告理由としてしまったがために、再度上告審で争うことができる審理範囲が存在しないとして上告棄却されてしまったものである。

本件は、特に多数の権利で構成されている著作権において特に注意すべき重要な示唆を示す判決である。

４．建築著作物における著作物の認定要件と機能性による制限の限界

【書誌事項】

当事者： 原告 v 被告

判断主体：ソウル中央地方法院

事件番号：2013 カ合 23179 判決

言渡し日：2013 年 9 月 6 日

事件の経過：一部認容

【概　　要】

原告が建築した特定図形模様のペンション建築物に対し、著作権法上保護が受けられる著作物として認めた上で、１）被告らが上記原告の建築物と実質的に類似する建築物を建築し、また、２）原告の姓名を表示してないことは、それぞれ原告建築物についての原告の複製権(著作権法第 16 条)及び姓名表示権(著作権法第 12 条)を侵害したものとした例

【事実関係】

原告は、ペンション、田園住宅の設計・施工業、タウンハウス開発業などを営む会社であり、2011 年 5 月ごろにペンション建築物の設計および施工の依頼を受け、龍仁市に別紙 1 記載写真のように三角型図形を形象化したペンション建築物(以下、「本件原告建築物」とする)を建築した。一方、被告 1 は、被告 2 の設計により、仁川江華道吉祥面に別紙 2 記載写真のような形状のペンション建築物(以下、本件被告建築物)を建築した。

別紙 1	
別紙 2	

原告は、本件の原告建築物は著作権法上の著作物として保護を受けるべきものであり、被告らが設計および建築した本件の被告建築物は、本件の原告建築物と実質的に類似し

ているため、被告らが原告の複製権および姓名表示権を侵害したと主張し、それに伴う損害賠償を請求する訴を提起した。

【判決内容】

本件を審理したソウル中央地方法院は、著作権法により保護される著作物であるためには創作性が要求されるところ、ここでいう創作性とは、完全な意味での独創性を要求する必要はなく、ある作品が他人のものを単純に模倣したものではなく、作家の思想や感情などが固有の個性的な表現方法によって表されたものであれば、創作性が認められるとした上で、建築著作物については、機能的著作物であるため、住居性、実用性などを高めるための機能的要素に対しては、その要素に創作性があるとしても著作権の保護が制限され、機能的要素以外の要素を持つことによって、建築物をなす個々の要素ではない全体的な外観に対し創作性がある場合のみ著作物として認められる旨の法理を示し、本件について以下にように判断した。

（1）本件の原告著作物の著作物性

本件の原告建築物は、三角テントをモチーフにして三角型の上段一部を切断した後、正面中央に出入り口の門を置き、その左側には、三角の角形態のガラス張りの構造物が、右側には、四角の角形態のガラス張り構造物が位置し、建築物の両側には、窓が設置されている。これにより本件の原告建築物は、三角型または三角テントを基本に創作者である原告固有の個性的な表現が表れている。また、被告が類似する建築物であると主張する韓国固有の家や寺院、宮殿などの伝統建築物や野外用テント、「ㄷ」文字形式の建築物などとは、その外形が全く異なるため、原告建築物は、創作性がある建築著作物と見なすべきである。

一方、本件の原告建築物は、建築著作物としての機能的著作物ではあるが、先にみた本件の原告建築物の特徴的様子は、住居性、実用性などを高めるための機能的要素とは異なり、顧客の関心を引くことができる美的な外形を備えることに焦点を置いた建築物である点を考慮すると、機能的著作物という理由だけで、本件の原告建築物の創作性が否定されるとは見難い。

（２）著作権侵害の可否

本件の被告建築物は、原告建築物の特徴的外形をすべて備え、外観がきわめて類似しており、被告建築物の出入り口の門の上段に追加的にテラス形態の施設物があることや建築物の材質が異なる部分があるというだけでは、この判断は変更し得ない。

また、本件の被告建築物が原告建築物ときわめて類似する点、本件の原告建築物の外観は、原告が運営するインターネットホームページに公開されており、同種業界に従事している被告が容易に接近できたはずであるという点などからみると、依拠性なども推定される。

したがって被告は、原告建築物と実質的に類似する建築物を建築することによって、原告の複製権を侵害し、また、被告建築物に原告の姓名を表示しなかったことによって、原告の姓名表示権も侵害している。

【専門家からのアドバイス】

建築著作物は、人間の思想や感情が土地上の工作物に表現されている著作物であり、著作権法第 4 条第 1 項第 5 号において、建築物・建築のための模型および設計図書を建築著作物の例として挙げているところ、建築物が著作物として保護をうけるためには、必ず当該建築物が建築芸術または美術として評価を受けられるほどの芸術性を持つ必要はない。また、建築著作物は、必ずしも住居を主な目的にする必要はないが、人が通常的に出入りできないようなものは、造形美術著作物とされ、建築著作物とはされない。このような理解は、建築著作物に対する日本著作物法第 10 条第 5 号に対する解釈と違いはない。ただし、日本の場合は、設計図面を建築著作物ではなく図形著作物としているのに対し、韓国著作権法は、これを建築著作物の一部として見ている点で相違している。

また、建築著作物は、本質的に機能的著作物とされ、住居性や実用性などを高めるために付加された機能的要素は、創作性があるとしても表現ではなくアイデアの領域に属すものと判断され、著作権として保護を受けることができない点に注意する必要がある。本件においても、住居性ではなく、顧客の審美的な美観を引き出すことができる外観で

ある点がポイントとされた。

本件の判決はソウル中央地方法院の判決ではあるが、建築著作物のような機能的著作物の機能性を構成する要素を当該建築著作物の特殊性を考慮して分離区別して判断することによって、機能的要素による著作権保護範囲の制限基準を提示したという点において、意味ある判決であろう。